

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続（拡大型）に係る手続開始の公示

本業務には、入札不調・不落札に伴い手続きを取り止めた業務内容を含む。

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額での契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の契約とする。

令和7年2月25日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之

1 業務概要

- (1) 業務名 釧路航空基地格納庫新営25設計業務（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

- (2) 業務内容

別表公示一覧（A）のとおり。

本業務の契約書案、見積心得及び設計業務特記仕様書（案）は別添－1から別添－3のとおりである。その他留意事項は別添－4による。

- (3) 成果品

成果品（電子納品対象業務）は、設計業務特記仕様書（案）（第2.3成果物、提出部数等）のとおりとする。

- (4) 履行期間

別表公示一覧（B）のとおり。

- (5) 主たる部分

別表公示一覧（C）のとおり。

- (6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2 入札等の方式及び手続等

- (1) 本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出する試行業務である。

- (2) 本業務は、電子入札システムの対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、「紙入札方式参加承諾願」を発注者に提出し承諾を得た場合には、紙入札方式に代えることができる。

- (3) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。ただし、次の点に留意すること。

ア 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後速やかに紙契約方式願を提出しなければならない。

イ 紙契約方式による場合には、別添契約書案により、契約書を作成する。

(4) 欠番

(5) 担当部局

別表公示一覧 (D) のとおり。

(6) 参加表明書及び技術提案書の提出先及び提出期間

提出先：紙入札方式による場合は、上記担当部局

提出期間：別表公示一覧 (E) のとおり。

3 公示の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、紙により担当部局へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）又は電子メール等のいずれの方法でも可とする（電子メールの場合には着信を確認すること。）。なお、受付期間は別表公示一覧 (F) のとおり。

(2) 電子入札システムによる質問書の提出に当たっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。また、紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

(3) 質問に対する回答は、原則として質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による質問者に対しては、電子メールで行うほか、質問者以外の全ての参加者に対して電子メールにより送信する。

4 参加表明書及び技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

ア 電子入札システムによる提出

提出期限までに参加表明書及び技術提案書を1つのファイルにまとめて提出すること。なお、ファイルは圧縮して提出することもできるが、ファイルの容量が10MBを超える場合には、提出書類の一式を紙により提出（電子入札システムとの分割提出は認めない。）すること。

イ 紙による提出

紙による提出は、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により提出すること。

また、持参、郵送又は託送若しくは電子メール等による提出の場合は、電子入札システムにより、参加表明書及び技術提案書について、「郵送する旨の表示」「郵送する書類の目録」「郵送する書類のページ数」「発送年月日」を記載した書面を送信すること。

(2) ファイル形式等

ア 提出様式及び様式に添付する資料等は、次のいずれかの形式で作成すること。な

お、参加表明書、添付資料等及び技術提案書の送信容量は10MB以内とする。また、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用しないこと。

提出時のファイル形式は別に指定する場合を除き、PDFとし複数の様式を1つにまとめたファイルとすること。

- ・ 一太郎
- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ PDF 形式、JPEG 形式、GIF 形式、TIF 形式

イ 圧縮方法

圧縮を行う場合は、LZH 形式又は ZIP 形式のいずれかの形式で作成すること。ただし、自己解凍方式は指定しないこと。

ウ ウイルスチェック

ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、ウイルスチェックを行うこと。なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）等による再提出とする。

エ プリントアウト時に規定の枚数以内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書等のプリントアウトは白黒印刷で行う。ただし、送信された技術提案書がカラーの場合、プリントアウトはカラー印刷で行う。

5 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

別添－４のとおり。

6 配置予定技術者に要求される要件

別添－４のとおり。

7 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

別添－４のとおり。

8 選定又は非選定の通知

- (1) 参加表明書及び技術提案書の提出者は、上記５に示す要件を満たすすべての者を選定する。
- (2) 技術提案書の提出者として選定した者には、電子入札システム（紙入札方式の場合は書面）により通知する。選定通知の日は、別表公示一覧（K）のとおり。
- (3) 選定通知書を受取した時は、登録期限（選定通知書の通知をした日から、５日以内）までに技術提案書提出報告書（様式８）を電子入札システムにおける技術提案書として提出すること。
- (4) 技術提案書の提出者として認められなかった者に対しては、認められなかった旨とその理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面（非選定通知書）により通知する。
- (5) 上記（４）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含ま

ない。)以内に、電子入札システムにより、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面(様式は自由)を持参又は書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)若しくは電子メール等(着信を確認すること。)により提出すること。

- (6) 上記(5)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。

- (7) 非選定理由の説明請求の提出先及び受付時間は、以下のとおりである。

ア 提出先：紙入札方式による場合は、担当部局に同じ。

イ 受付日時：電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで
書面による受付時間 9時00分から17時00分まで

9 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

別添－4のとおり。

10 技術提案書を特定するための評価基準

別添－4のとおり。

11 ヒアリング

別添－4のとおり。

12 特定・非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。特定通知の予定日は、別表公示一覧(P)のとおりとする。ただし、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって、支出負担行為担当官から通知する。
- (2) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面(非特定通知書)をもって通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、電子入札システムにより、支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面(様式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)若しくは電子メール等(着信を確認すること。)によること。
- (4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- (5) 非特定理由の説明請求の提出先及び受付時間は次のとおりである。

ア 提出先 紙入札による場合は、担当部局に同じ。

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで。

13 再苦情申し立て

(1) 8(5)の非選定理由の説明若しくは12(3)の非特定理由の説明に不服がある者は、非選定理由若しくは非特定理由の説明に係わる書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により、北海道開発局開発監理部長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情申し立てについては北海道開発局入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申し立ての書面の受付窓口、受付時間及び書類等の入手先は次のとおりである。

ア 受付窓口 担当部局に同じ。

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで。

ウ 入手先 担当部局に同じ。

14 契約書作成の要否等

要。

15 支払条件

前金払 有（ただし、契約金額が設計及び調査は300万円以上、測量・地質調査は200万円以上の場合）

16 その他の留意事項

別添－4のとおり。

(別表公示一覧)

公示日 令和 7 年 2 月 25 日

業務名 釧路航空基地格納庫新営 2 5 設計業務

記号	項 目	内 容	備 考
(A)	業務内容	本業務は、北海道釧路市において計画されている第一管区海上保安本部釧路航空基地格納庫の新築に係る基本設計、実施設計及び積算業務等を行うことを目的とする。 本業務の業務内容は別添－3「設計業務特記仕様書（案）」のとおりである。	
(B)	履行期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで	
(C)	主たる部分	主たる分担業務分野（建築（総合）分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）	別添－4 のとおり。
(D)	担当部局	〒060－8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 北海道開発局 営繕部営繕管理課 契約係 電話 011－709－2311（内線 5715） mail hkd-ky-eizenkanri@mlit.go.jp	ただし、公示文中 8、12、13 については、 営繕部営繕管理課 営繕契約専門官 電話 011－709－2311（内線 5715）
(E)	参加表明書及び技術提案書の提出期間	令和 7 年 2 月 25 日（火）から 令和 7 年 3 月 19 日（水）14 時 00 分まで	休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。（最終日は、（E）については 14 時 00 分、（F）については 15 時 00 分まで。）
(F)	公示の内容についての質問の受付期間	令和 7 年 2 月 25 日（火）から 令和 7 年 3 月 12 日（水）15 時 00 分まで	
(G)～ (J)は 欠番			
(K)	選定通知日	令和 7 年 3 月 28 日（金）を予定	通知をした日から 5 日以内に技術提案書提出報告書を提出（令和 7 年 4 月 2 日（水）まで）
(L)～ (O)は 欠番			
(P)	特定通知日	令和 7 年 5 月 16 日（金）を予定	

本業務には、入札不調・不落札に伴い手続きを取り止めた業務内容を含む。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和 7 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額での契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の契約とする。

1 業務の概要

(1) 技術提案を求めるテーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とする。

- ① 立地条件や施設の特性を踏まえ、格納庫を整備するうえで特に重視すべき点と、その対応に関する提案について
- ② 釧路市に整備する格納庫について、温室効果ガス排出量の削減等を行うための、コスト及び実現性を踏まえた環境負荷低減方策の提案について

(2) 業務実施上の条件

ア 参加表明書及び技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

(ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(イ) 北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を令和 7 年 1 月 15 日までに行之い受理（定期受付）されていること。

ただし、技術提案書の特定時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

(ウ) 参加表明書の提出期限の日から特定通知の日までの期間において、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(オ) 欠番

(カ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、基準の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、北海道開発局見積心得第 4 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - i) 株式会社取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合同会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ニ) 組合の理事
- ホ) その他業務を執行する者であって、i)からニ)までに掲げる者に準ずる者
- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の選定・特定手続等の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の選定・特定手続に参加している場合、その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ウ 管理技術者（※1）は一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

エ 管理技術者及び主たる分担業務分野（※4）の建築（総合）主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。

オ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（※2）（建築（総合）分野、建築（構造）分野、電気設備分野、機械設備分野）は、それぞれ1名であること。

カ 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。ただし、管理技術者と建築（総合）分野又は建築（構造）分野の主任担当技術者との兼任、及び機械設備分野の主任担当技術者と電気設備分野の主任担当技術者との兼任は可とする。なお、管理技術者と建築（総合）分野又は建築（構造）分野の主任担当技術者が兼任した場合は、管理技術者のみを評価するものとし、建築（総合）分野又は建築（構造）分野の主任担当技術者に関する評価点全てを「0点」とする。また、電気設備分野の主任担当技術者が機械設備分野の主任担当技術者を兼任した場合は、電気設備分野の主任担当技術者のみを評価するものとし、機械設備分野の主任担当技術者に関する評価点全てを「0点」とする。機械設備分野の主任担当技術者が電気設備分野の主任担当技術者を兼任した場合は、機械設備分野の主任担当技術者のみを評価するものとし、電気設備分野の主任担当技術者に関する評価点全てを「0点」とする。

なお、上記ただし書きにより技術者を兼任した場合は、その兼任した主任担当技術者を「記載を求めない主任担当技術者」とする。

キ 欠番

ク 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、3(2)ア(オ)a)ハ)に示す、平成26年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。

ケ 主たる分担業務分野（建築（総合）分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

コ 建築（構造）、電気設備及び機械設備の分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

サ 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が北海道開発局の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

注：※1 「管理技術者」とは、別添－1の契約書第15条に規定する管理技術者とする。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 欠番

※4 分担業務分野の分類は以下による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別添－5（様式5）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

なお、以下の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	令和6年国土交通省告示8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(3) その他

本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 欠番

3 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成要領

参加表明書の様式は、別添－5（様式1－1～様式5、A4判）に示すとおりとする。
なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

また、提出時のファイル形式は別に指定する場合を除き、PDFとし複数の様式を1つにまとめたファイルとすること。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

ア 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）

管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成（兼任分野は作成不要））の経験及び能力について、以下の項目を記載する。

(ア) 氏名

技術者の氏名を記載する。

(イ) 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（参加表明書の提出期限現在）を記載する。

(ウ) 所属、役職

技術者の所属する会社名、部署及び役職を記載する。

(エ) 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、「9 技術提案書を特定するための評価基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。

関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等））も添付すること。

(オ) 平成26年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績

- a) 平成26年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは、以下のイ～ハ)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
- イ) 平成26年4月1日以降に履行が完了した設計業務実績
 - ロ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ハ) 次表「同種又は類似業務の実績」を満たす施設の設計業務実績

表「同種又は類似業務の実績」

		同種業務	類似業務
管理技術者	件数	1件を記載すること（一連の設計業務が複数の契約となっている場合は、すべての契約件名を様式に記載すること。）	
	用途	以下①②のいずれかの用途 ①国土交通省告示第98号別添二第一号（物流施設）又は第二号（生産施設）に掲げる建築物 ②事務所・庁舎若しくは類似施設（※1）又は複合用途建築物（※2）	以下①②のいずれかの用途 ①国土交通省告示第98号別添二第一号（物流施設）又は第二号（生産施設）に掲げる建築物 ②事務所・庁舎若しくは類似施設（※1）又は複合用途建築物（※2）
	構造	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造（※3）	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造（※3）
	規模	階数は問わない 延べ面積1,000㎡以上	階数は問わない 延べ面積500㎡以上
	業務内容	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務
建築 当技術者 （総合） 主任担	件数	1件を記載すること（一連の設計業務が複数の契約となっている場合は、すべての契約件名を様式に記載すること。）	
	用途	用途は問わない。	用途は問わない。
	構造	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造（※3）	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造（※3）
	規模	階数は問わない	階数は問わない

		延べ面積1,000㎡以上	延べ面積500㎡以上
	業務内容	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務
建築（構造）主任担当技術者	件数	1件を記載すること（一連の設計業務が複数の契約となっている場合は、すべての契約件名を様式に記載すること。）	
	用途	用途は問わない。	用途は問わない。
	構造	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造（※3）	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造（※3）
	規模	階数は問わない 延べ面積1,000㎡以上	階数は問わない 延べ面積500㎡以上
	業務内容	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務
電気設備主任担当技術者	件数	1件を記載すること（一連の設計業務が複数の契約となっている場合は、すべての契約件名を様式に記載すること。）	
	用途	用途は問わない。	用途は問わない。
	構造	構造は問わない	構造は問わない
	規模	階数は問わない 延べ面積1,000㎡以上	階数は問わない 延べ面積500㎡以上
	業務内容	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務
機械設備主任担当技術者	件数	1件を記載すること（一連の設計業務が複数の契約となっている場合は、すべての契約件名を様式に記載すること。）	
	用途	用途は問わない。	用途は問わない。
	構造	構造は問わない	構造は問わない
	規模	階数は問わない 延べ面積1,000㎡以上	階数は問わない 延べ面積500㎡以上
	業務内容	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務	新築（※4）の基本設計及び実施設計を行い、履行が完了した設計業務

注：※1 事務所・庁舎の類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び人文科学系研究室の合計面積が過半を超える施設をいう。

※2 複合用途建築物とは、建物用途として求める面積がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積をもって実績として認めるものとする。ただし、過半に満たない場合にあっても、当該用途に供する部分が規模を満たしているものについては、当該面積をもって実績として認めるものとする。（添付する図面等に該当する各室の用途・床面積を付記すること。）

※3 地階のみの建築物は除く。

※4 新築とは、新築又は増築（増築に関わる部分を新築と読み替える。）をいう。

b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。

イ) 業務名称及びPUBDIS^(※)登録の有無

PUBDISへの登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。

※PUBDISとは、（一社）公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。

ロ) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。

ハ) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載すること。

ニ) 業務概要

同種又は類似のうち該当するものに○をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造（階数及び延べ床面積）を記載する。あわせて分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

ホ) 履行期間

c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書（建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものを含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る。）にあっては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。））の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。また、いずれの場合においても、実績（階数、構造、面積、各階平面等）が確認できる施設の図面等を添付すること。（なお、PUBDISに登録された情報にて、確認できる部分に係る施設の図面等の添付は、これを要しない）なお、複合用途建築物においては表「同種又は類似業務の実績」の用途の範囲が確認できるよう着色すること。

PUBDISに任意で登録されている業務については、内容を十分確認の上（PUBDISとの整合等）記載すること。記載内容に不備がある場合は無効となることがある。

(カ) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る設計業務実績

a) 「平成31年4月1日から令和6年3月31日までに履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る設計業務実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する業務実績

をいう。なお、当該実績の確認は発注者において、PUBDISの「業務カルテ情報」にて登録情報の確認を行うことから、これに関する事項の記載や書類の提出は必要ない。

イ) 次表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに履行が完了した営繕事業に係る設計業務の実績（成績評定の対象となったものに限る。）。

表「業務成績の相互利用機関と適用対象」

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象（※1）
衆議院	・庶務部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
参議院	・管理部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
国立国会図書館	・総務部会計課 ・関西館総務課	令和4年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
最高裁判所	・最高裁判所 ・高等裁判所	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
内閣府沖縄総合事務局	・開発建設部 （但し、調査職員が営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの）	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・開発建設部 （但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
法務省	・所管各庁（除く、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査事務所、公安庁研修所）	平成25年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
文部科学省	・大臣官房会計課 ・大臣官房文教施設企画・防災部 ・文化庁	令和3年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
農林水産省	・大臣官房予算課	令和3年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
環境省	・自然環境局 ・国民公園等管理事務所 ・地方環境事務所 ・都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

防衛省	・ 装備施設本部 ・ 地方防衛局 ・ 地方防衛支局	平成24年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・ 本省内部部局 ・ 防衛大学校 ・ 防衛医科大学校 ・ 防衛研究所 ・ 統合幕僚監部 ・ 陸上幕僚監部 ・ 海上幕僚監部 ・ 航空幕僚監部 ・ 情報本部 ・ 防衛監察本部 ・ 陸上自衛隊 ・ 海上自衛隊 ・ 航空自衛隊 ・ 防衛装備庁	平成28年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
青森県	・ 東青地域県民局地域整備部営繕課	令和 3 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・ 総務部財産管理課	令和 4 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
茨城県	・ 茨城県土木部営繕課	令和 2 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
京都府	・ 京都府建設交通部営繕課	平成27年 4 月 1 日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
島根県	・ 総務部営繕課 ・ 隠岐支庁県民局 ・ 東部県民センター ・ 西部県民センター	令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
佐賀県	・ 県土整備部建築住宅課	令和 3 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
国土交通省	・ 大臣官房官庁営繕部 ・ 地方整備局営繕部（※ 2） ・ 地方整備局営繕事務所 ・ 北海道開発局営繕部	平成19年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

	・地方整備局河川部 ・地方整備局道路部 ・地方整備局河川国道事務所等（※３） （但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る） ・北海道開発局開発建設部 （但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る）	平成24年４月１日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
--	---	---

※１ 各発注機関が成績評定の対象とした業務に限る。

※２ 筑波研究学園都市施設管理官による分任官契約分を含む（関東）。

※３ 「河川国道事務所等」とは、河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、ダム水質管理所、総合開発工事事務所、総合開発調査事務所、導水工事事務所、調整池工事事務所、国道事務所、公園事務所、技術事務所、道路メンテナンスセンター、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及びダム管理所をいう。

ロ) 管理技術者として携わったことのある設計業務実績又は本業務において担当する分担業務分野の主任担当技術者として携わったことのある設計業務実績

ハ) ただし、複数の実績がある場合は、それらの合計の平均点とする。

(キ) 欠番

(ク) 過去の受賞歴

過去に携わった建築関係建設コンサルタント業務のうち、受賞歴があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造、設計共同体の場合は構成員を記載する。なお、対象施設が完成していない場合も対象とする。参加表明書の提出時に技術者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。

注）海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とする。

イ 協力事務所の名称等（様式４）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記載すること。なお、当該事項がない場合は（様式４）を提出しなくてもよい。）

ウ 新たな分担業務分野の追加（様式５）

新たな分担業務分野を追加する場合は、以下の項目を様式に従い記載すること。（なお、当該事項がない場合は（様式５）を提出しなくてもよい。）

(ア) 新たに追加する分担業務分野

(イ) 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容

(ウ) 分担業務分野を追加する理由

(エ) 氏名

技術者の氏名を記載する。

(オ) 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（参加表明書の提出期限現在）を記載する。

(カ) 所属、役職

技術者の所属する会社名、部署及び役職を記載する。

(キ) 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、「資格評価表」に記載された当該分野の資格及び実務経験年数を記入する。

関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等））も添付すること。

(ク) 平成26年4月1日から公示日までに履行が完了した当該分野における同種又は類似業務の実績

「平成26年4月1日から公示日までに履行が完了した当該分野における同種又は類似業務の実績」については、該当する業務のうち、最新のもの1件を記載すること。

また、「施設等概要及び担当した分担業務分野の内容」には、当該施設概要及び業務内容を具体的に記載すること。

エ 管理技術者等が提出者の組織に所属していることの証明

当該業務に携わる配置予定管理技術者及び主たる分担業務分野の建築（総合）主任担当技術者が直接的な雇用関係にあること。「直接的な雇用関係」とは、参加表明書の提出日において参加表明者と雇用関係にあることをいう。参加表明書には、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）等、「直接的な雇用関係」が確認できる資料を添付すること。

「直接的な雇用関係」が確認できない場合は、技術提案書の提出者として選定されないことがある。

4 欠番

5 欠番

6 欠番

7 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 基本事項

プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成

や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。

本公示において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。また、上記 1 (2) の条件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。なお、原則として、プロポーザルを理由とした当該施設の職員等に対するヒアリング、敷地内及び写真撮影が許されない場所での写真撮影並びに通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立ち入り等を禁止する。

(2) 技術提案書の作成要領

技術提案書の様式は、別添－5（様式 2、3）及び別添－6（様式 1－2、6、7－1、7－2）に示すとおりとする。なお、文字サイズについて、本文は 10 ポイント以上、図表は 6 ポイント以上、余白については、上 20mm 以上、下 20mm 以上、左 20mm 以上、右 20mm 以上とし、これが守られていない場合には評価しない。

提出時のファイル形式は別に指定する場合を除き、PDF とし複数の様式を 1 つにまとめたファイルとすること。

また、別添－5（様式 2、3）については、次の (3) ア (ア) CPD 取得単位の状況について追記し、提出すること。

(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

ア 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式 2、様式 3）

管理技術者（様式 2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式 3：各主任担当技術者ごとに 1 枚作成（兼任分野は作成不要））の経験及び能力について、以下の項目を記載する。

(ア) CPD 取得単位の状況

（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書^(※)における取得単位を記載する。証明書は技術提案書の提出期限日の 3 ヶ月前の日以降の発行日のものとする。なお、当該証明書を添付すること。

※国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書について

- 1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書に示す CPD 取得単位は、証明書発行申請日の 1 ヶ月前の日から過去 1 年間における、次の a. から c. に示す取得単位の合計とする。
 - a. 2) に示す営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間^(※1)に 3 を乗じた値を取得単位とする。
 - b. a. 以外の特別認定講習会^(※2)については、認定時間^(※1)に 2 を乗じた値を取得単位とする。
 - c. 一般認定プログラムについては、認定時間^(※1)を取得単位とする。

(※1) 認定時間とは建築 CPD 運営会議が認定する時間をいい、1 時間＝1 認定時間とする。

(※2) 特別認定講習会とは、国又は地方公共団体が主催、共催若しくは後援する講習会で、建築 CPD 運営会議が特別認定講習会として認定した講習会をいう。

- 2) 営繕業務関係特別認定講習会は、次の a. 及び b. の項目に適合した講習会とする。
- a. 建築 C P D 運営会議において、特別認定講習会に認定されていること。
 - b. 国土交通省（内閣府沖縄総合事務局を含む。）が主催、共催若しくは後援する講習会等で、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌事務に関連する内容であること。
- 3) 建築 CPD 実績証明書の発行については、以下の問合せ先ホームページに掲載の「建築 CPD（継続能力/職能開発）情報提供制度（（公財）建築技術教育普及センターでの参加登録希望者用マニュアル）」を参照すること。

○問合せ先

問合せ先：（公財）建築技術教育普及センター

情報・普及部普及課建築 CPD 係

住所：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町パークビル

電話：03-6261-3310

ホームページ：<http://www.jaeic.or.jp>

イ 業務実施方針及び手法（様式 6）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（様式 7 に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等を A 4 判 1 枚に簡潔に記述すること。この際に、技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載してはならない。

ウ 評価テーマ（様式 7）

上記 1 (1) に示した評価テーマに対する取り組み方法を 1 テーマにつき A 4 判 1 枚に具体的に記載すること。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (ア) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- (イ) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。（表現の許容範囲については、別添－6 参照。）
- (ウ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- (エ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合。）は、評価対象とならない。
- (オ) 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その 1 / 2 を減点する。
- (カ) 許容範囲を大きく超え、具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、完成予想図等を使用していると判断される場合は、技術提案書全てを無効とする。
- (キ) 技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

8 欠番

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは、以下及び別添－7「技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領」のとおりである。

評価項目	評価の着目点				評価の ウェイト		
	判断基準						
資 格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者		—		
			主任担当 技術者	総合	2.0		
				構造	1.0		
				電気	1.0		
				機械	1.0		
技術力	平成26年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場) 【注：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とする。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		5.6		
			主任担当 技術者	総合	4.2		
				構造	1.4		
				電気	1.4		
				機械	1.4		
			3(2)ア(カ)a)イ)における表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに履行が完了した営繕事業に係る設計業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 75点以上（加点） ② 65点以上75点未満（加点） ③ 実績が無い(0点) ④ 65点未満（減点）	管理技術者		2.4
					主任担当 技術者	総合	1.8
						構造	0.6
						電気	0.6
	機械	0.6					
	平成31年4月1日から令和6年3月31日までの技術者表彰の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手・女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。】	平成31年度から令和5年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 (ア) 局長表彰の実績あり (イ) 営繕部長表彰の実績あり	管理技術者		1.2		
			主任担当 技術者	総合	0.9		
				構造	0.3		
				電気	0.3		
				機械	0.3		
C P D 取得単位の状況			C P D 取得単位の状況の評価する。	管理技術者		1.4	
				主任担当 技術者	総合	1.4	
	構造	1.4					
		電気	1.4				

				機械	1.4
業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲		業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		8.0
	業務の実施方針		業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		12.0
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		30.0
		②	テーマ②について同上		15.0
					100.0

※ 「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」、「評価テーマに対する技術提案」のいずれかの評価が0点である場合は、特定しない。

資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
建築（総合）	① 一級建築士 ②二級建築士 ③資格無し
建築（構造）	① 一級建築士 ②二級建築士 ③資格無し
電 気 設 備	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 1級電気工事施工管理技士 ③ 2級電気工事施工管理技士、その他 ④資格無し
機 械 設 備	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 1級管工事施工管理技士 ③ 2級管工事施工管理技士、その他 ④資格無し

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

電気設備主任担当技術者における「技術士」とは、電気電子部門若しくは総合技術監理部門（電気電子部門に限る。）の登録を有する者又は「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の電気・電子部門若しくは総合技術監理部門（電気・電子部門に限る。）の登録を有する者とする。

機械設備主任担当技術者における「技術士」とは、機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門若しくは総合技術監理部門（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門に限る。）の登録を有する者又は「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門若しくは総合技術監理部門（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房又は冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は衛生工学部門に限る。）の登録を有する者とする。

※「その他」とは、10年以上の実務経験を有する者とする。

※参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項におい

て準用する場合を含む。)に該当する場合を除く。)、建築士としての資格を評価しない

10 ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

ア 実施方法：テレビ会議システム（テレビ会議システムはMicrosoft Teamsとする。）

イ 実施日：令和7年4月7日（月）

予備日：令和7年4月8日（火）

ウ 出席者：参加表明書に記載された配置予定の管理技術者は必ず出席すること。出席者数は3名を超えてはならない。

なお、原則として代理者の出席、並びに管理技術者及び主任担当技術者以外の者の出席は認めない。

エ その他

(ア) 上記イに示す実施日に配置予定の管理技術者の都合が合わない場合は、令和7年3月21日までに北海道開発局 営繕部営繕管理課 契約係 TEL011-709-2311（内線 5715）へ連絡すること。なお、実施日については発注者と協議のうえ、予備日に変更できるものとする。

(イ) ヒアリングでは上記9(1)評価項目について、質疑応答を行う。

(ウ) ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(2) ヒアリングの日時、会場及び留意事項等の詳細については、技術提案書の締め切り後、別途通知する。

11 その他の留意事項

(1) 上記3(2)ア(オ)の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(2) 本業務を受注したコンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

なお、「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者」とは、受注者との関係が、上記1(2)イの（ア）から（ウ）いずれかに該当する者をいう。

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が以下のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・白紙である場合
- ・公示等に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他、未提出又は不備がある場合

(5) 参加表明書及び技術提案書の取扱い

ア 提出された参加表明書及び技術提案書を、発注者の了解なく公表及び使用してはならない。

イ 提出された資料は返却しない。また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 特定されなかった場合、電子入札システムにより技術提案書を提出した者は電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(6) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(7) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。

(8) 特記仕様書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。

(9) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(10) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（釧路航空基地格納庫新営設計意図伝達業務）

本業務は、上記随意契約予定の釧路航空基地格納庫新営設計意図伝達業務の予定業務量を含めた業務量をもって、簡易公募型の手続とするものである。

(11) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開す

る。

なお、国土交通省電子入札システムホームページアドレスは、次のとおりである。

<https://www.e-bisc.go.jp>

- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

システム操作・接続確認等の問い合わせ先

ア 国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話03-3798-9476（令和7年3月3日（月）9時00分より、電話03-6633-7118に変更となります。）

イ 国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

なお、ＩＣカードの不具合等が発生した場合には、入札参加希望者が利用している各電子認証局へ問い合わせること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、北海道開発局 営繕部営繕管理課 契約係 TEL011-709-2311（内線5715）へ連絡すること。

- (13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

ア 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

イ 参加表明書受付票

ウ 選定通知書

エ 非選定通知書

オ 技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

カ 技術提案書受付票

キ 特定通知書

ク 非特定通知書

ケ 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

コ 辞退届受付票

サ 日時変更通知書

シ 取止め通知書

- (14) 第1回目の見積が不調となった場合、再度見積に移行。再度見積の日時については、発注者側から指示する。開札後、発注者から再度見積依頼通知書を送信するので、パソコンの前で暫くの間、待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から通知する。

- (15) 当該業務の手続きにおいて特定するものが決定した場合には、速やかに各技術提案提出者の技術評価点を公表するものとする。

- (16) 当該業務の成績評定の業務評価点については、業務履行完了後、速やかに業務評定点を当該業務へ通知するとともに、公表（PUBDIS登録を含む。）するものとする。

- (17) その他

技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

- (18) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9

月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (19) 参加表明書及び技術提案書の提出の時に、上記1(2)ア(イ)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請を受理されていない者も公示2(6)により参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、その者の技術提案書が特定されるためには、技術提案書の特定時点において、当該資格の決定を受けていなければならない。